

『空き家の改修・解体』を支援します ～三島町空き家住宅改修費等助成金～

この助成金は、定住・二地域居住の推進や集落の維持・活性化、景観の保全を図るため、空き家・住宅の改修費または空き家の解体費について費用の一部を助成することで、定住の促進、地域の良好な景観の保全と住民の安心で安全な暮らしを確保することを目的としています。

1. 助成の対象となる空き家・住宅

- ① 定住・二地域居住または地域活動の促進などが見込まれる空き家の改修
- ② 利活用の見込みのない空き家や、倒壊等の恐れのある空き家の解体
- ③ 新たに世帯員の増を伴って5年以上定住するための住宅の増築等を伴う改修

2. 助成の対象となる方

町の徴収する税、使用料等を滞納していない方で、次の①から③のいずれかに該当する方

- ① 空き家・住宅の所有者
- ② ①の相続権利人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要です。）
- ③ 空き家を賃貸借して改修する場合は、その借主（所有者の同意が必要です。）

3. 対象となる経費

- ① 工事請負費 ※家財処分費は対象外
- ② 調査設計費
- ③ その他、町長が必要と認める経費



4. 助成金額

助成金額	助成上限額
助成対象経費の3分の2以内の額	100万円

5. その他

- ①原則として町内の業者により改修または解体を行うものとする。
- ②空き家であった家屋に現に居住して改修を行う場合は、その居住期間が1年以内であり、今後も定住が見込まれること。（改修後5年間は町へ活用経過の報告を求められます。）
- ③解体工事費の基準単価は、概ね15,000円/㎡を上限とします。

詳細については下記までお問い合わせください。
三島町役場 地域政策課 地域政策係 ☎ 0241-48-5533

空き家の適正管理にご協力ください

管理不全な空き家が増加しています

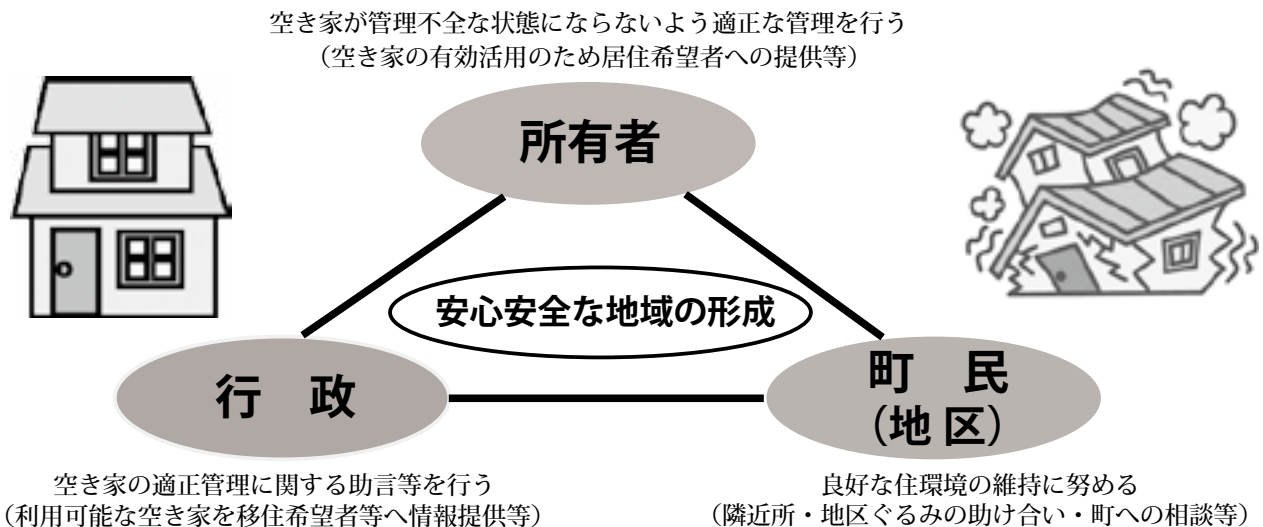
近年、全国的に管理が行き届かない空き家が増加し、社会問題化しています。

当町でも約90軒の空き家が確認されています。老朽化した空き家は倒壊等の危険性があるほか、景観を損ねたり2次災害の誘発や犯罪などの温床にもなっています。

●管理不全な状態とは？

- ①老朽化や強風・積雪により、倒壊、飛散、剥落する恐れがある状態
- ②不特定の者が容易に侵入でき、火災または犯罪が誘発される恐れがある状態
- ③草木の繁茂や虫の発生により、周辺の住環境を著しく害する恐れがある状態

※町では、『所有者』と『町民（地区）』、『行政』が連携して管理不全な状態にある空き家の解消に向けた取り組みを目指しています。



空き家は個人の財産です。町が、所有者に代わり空き家を管理したり処分したりすることはできません。空き家が倒壊するなどして近隣の家屋や住民等に被害を及ぼした場合、所有者はその損害を賠償する責任を問われる場合もあります。日頃から適正な管理をお願いします。

なお、町では空き家・住宅の改修費及び空き家の解体費を助成しています。空き家に関するご相談は役場 地域政策課へお問い合わせください。